平成２２年（フ）第２５５２号
横浜市西区浅間台82番地１　曽我マンション202号
債務者　浅川　禎久
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８９号
相模原市緑区青山3018番地４
債務者　益満　香菜
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４２３号
相模原市緑区青根2980番地１
債務者　永井しのぶ（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４２４号
相模原市南区相模台４丁目11番26号　寿荘５号
債務者　藤田　拓巳
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４２６号
相模原市南区上鶴間本町２丁目１番32号　グリーンビューハイツ101
債務者　小澤かおり
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４２８号
相模原市南区相武台２丁目２番４号
債務者　黒崎　　充
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４６０号
相模原市緑区東橋本３丁目11番17号
債務者　山下恵理子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４９０号
相模原市緑区下九沢696番地１　サンビーム101号
債務者　鳴海　　稔
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１６号
静岡県富士宮市淀師1279番地の13、前住所静岡県富士宮市淀師237番地の24ディアス天の池Ｂ101、前々住所静岡県富士宮市貫戸153番地の３
債務者　渡邉　澄子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１７１号
静岡県富士市水戸島１丁目５番43号、前住所静岡県富士市五貫島466番地　市営住宅四軒屋団地３―44号
債務者　小野　　一（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２１１号
静岡県富士市柚木184番地　小中マンション302号、前住所静岡県富士市石坂310番地の３コーポトマトⅡ301号、前々住所静岡県富士市松岡1485―15　コーポ浪漫Ｃ101号室
債務者　四條　貴仁
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６３０８号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目12番９号アパートプラザ502号
債務者　平山　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４６５号
大阪市東成区大今里２丁目23番７号　ドミール大今里301号
債務者　井上有紀子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６号
愛媛県大洲市新谷甲642番地
債務者　池田　京子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第２５４２号
横浜市泉区岡津町1671番地１　コンフォールＣ202号
債務者　須藤　弘幸
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部